

令和6年6月4日

記者発表資料

総務部
財政部

令和6年第2回徳島市議会定例会 (提出議案等)

1 人事議案（2件） ※先議を必要とするもの

- ※① 副市長の選任について
- ※② 副市長の選任について

2 予算議案（3件）

- ① 令和6年度徳島市一般会計補正予算（第2号）
- ② 令和6年度徳島市商業観光施設事業会計補正予算（第1号）
- ③ 令和6年度徳島市市民病院事業会計補正予算（第1号）

3 条例議案（4件）

- ① 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ② 徳島市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ③ 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ④ 徳島市営旅客自動車運送事業条例の一部を改正する条例を定めるについて

4 単行議案（8件）

- ① 市道路線の廃止について《4路線》
- ② 市道路線の認定について《15路線》
- ③ 財産の取得について《災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-I型）1台》
- ④ 財産の取得について《消防ポンプ自動車（CD-I型）2台》
- ⑤ 専決処分の承認について《令和5年度徳島市一般会計補正予算（第10号）》
- ⑥ 専決処分の承認について《徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例》
- ⑦ 専決処分の承認について《徳島市都市計画税条例の一部を改正する条例》
- ⑧ 専決処分の承認について《令和6年度徳島市一般会計補正予算（第1号）》

5 報告 (17 件)

- ① 令和 5 年度徳島市一般会計繰越明許費繰越報告書
《庁舎等改修事業 等 計 68 件 繰越額 7,200,376 千円》
- ② 令和 5 年度徳島市一般会計事故繰越し繰越報告書
《旧文化センター跡地整備事業 等 計 2 件 繰越額 61,052 千円》
- ③ 令和 5 年度徳島市食肉センター事業特別会計繰越明許費繰越報告書
《衛生対策設備整備事業 繰越額 63,552 千円》
- ④ 令和 5 年度徳島市商業観光施設事業会計予算繰越報告書
《新町地下発電機更新事業 繰越額 152,900 千円》
- ⑤ 令和 5 年度徳島市水道事業会計予算繰越報告書
《老朽管更新事業 等 計 5 件 繰越額 1,999,073 千円》
(うち事故繰越 1 件 3,331 千円)
- ⑥ 令和 5 年度徳島市公共下水道事業会計予算繰越報告書
《下水管渠築造事業 等 計 5 件 繰越額 1,480,791 千円》
(うち事故繰越 2 件 116,600 千円)
- ⑦ 専決処分の報告について《和解に応ずること及び損害賠償額の決定について（著作権侵害：企画政策課）》
- ⑧ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：東部環境事業所業務課）》
- ⑨ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：道路維持課）》
- ⑩ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：生活福祉第二課）》
- ⑪ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（人身事故：東部環境事業所業務課）》
- ⑫ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：東部環境事業所業務課）》
- ⑬ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：道路維持課）》
- ⑭ 専決処分の報告について《工事請負契約の変更について（四国横断自動車道周辺対策事業小松 1 号水路改良工事（2 工区）：道路建設課）》
- ⑮ 専決処分の報告について《工事請負契約の変更について（四国横断自動車道周辺対策事業小松 1 号水路改良工事（3 工区）：道路建設課）》
- ⑯ 専決処分の報告について《工事委託契約の変更について（高速自動車国道四国横断自動車道徳島市側道整備工事委託：道路建設課）》
- ⑰ 専決処分の報告について《工事請負契約の変更について（助任橋橋梁下部工事：道路建設課）》

令和6年度6月補正予算会計別総括表

一般会計補正予算（第2号）

【歳入】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	41,112,998	256,883	41,369,881
15 国庫支出金	27,219,256	272,263	27,491,519
16 県支出金	9,148,017	18,775	9,166,792
19 繰入金	1,703,135	17,930	1,721,065
21 市債	9,521,000	80,200	9,601,200
歳入合計	115,410,710	646,051	116,056,761

【歳出】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国・県	地方債	その他	
3 民生費	57,709,275	5,000	57,714,275				5,000
4 衛生費	11,004,669	414,102	11,418,771	237,483			176,619
6 農林水産業費	1,036,967	14,000	1,050,967	14,000			
7 商工費	1,597,973	20,900	1,618,873	2,970		17,930	
8 土木費	10,469,613	182,049	10,651,662	26,585	80,200		75,264
10 教育費	9,853,043	10,000	9,863,043	10,000			
歳出合計	115,410,710	646,051	116,056,761	291,038	80,200	17,930	256,883

《歳出款別事業別》

- ◎ 民生費 【 5,000千円】
 - (1) シルバー人材センター運営費補助 5,000千円
- ◎ 衛生費 【 414,102千円】
 - (1) 高齢者等定期予防接種費 383,302千円
 - (2) 粗大ごみ等収集運搬事業費 11,842千円
 - (3) 一般廃棄物中間処理施設整備推進事業費 4,955千円
 - (4) し尿処理場費 4,000千円
 - (5) し尿処理施設整備費 10,003千円
- ◎ 農林水産業費 【 14,000千円】
 - (1) 健やか新鮮ブランド産地づくり事業費 14,000千円

◎ 商 工 費	【	20,900千円】
(1) 阿波おどり会館施設整備費		11,000千円
(2) 商業観光施設事業会計補助金		9,900千円
◎ 土 木 費	【	182,049千円】
(1) 既存木造住宅耐震化促進事業費		18,072千円
(2) 道路補修費		10,000千円
(3) 道路ストック長寿命化事業費		26,638千円
(4) 路線バス通学定期券購入支援事業費		1,300千円
(5) 公園整備費		107,000千円
(6) 眉山公園整備事業費		19,039千円
◎ 教 育 費	【	10,000千円】
(1) DX加速化推進事業費		10,000千円

商業観光施設事業会計補正予算（第1号）

【資本的収入】 (単位 千円)

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入		229,900	9,900	239,800
	2 他会計補助金		9,900	9,900

【資本的支出】 (単位 千円)

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出		229,900	9,900	239,800
	1 建設改良費	229,900	9,900	239,800

◎ 建設改良費-----眉山ロープウェイLED景観整備委託に係る所要の補正 9,900千円

市民病院事業会計補正予算（第1号）

【収益的収入】 (単位 千円)

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業収益		11,603,575	61,600	11,665,175
	2 医業外収益	1,326,676	61,600	1,388,276

【収益的支出】 (単位 千円)

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業費用		11,790,353	72,318	11,862,671
	1 医業費用	11,404,776	72,318	11,477,094

◎ 医業費用-----病室の個室化等の改修に係る所要の補正 72,318千円

令和6年度 6月補正予算の概要

一般会計補正予算（第2号）

(1) シルバー人材センター運営費補助〈高齢介護課〉	5,000千円
(2) 高齢者等定期予防接種費〈健康長寿課〉	383,302千円
(3) 粗大ごみ等収集運搬事業費〈東部業務課〉	11,842千円
(4) 一般廃棄物中間処理施設整備推進事業費〈環境施設整備室〉	4,955千円
(5) し尿処理場費〈環境施設整備室〉	4,000千円
(6) し尿処理施設整備費〈環境施設整備室〉	10,003千円
(7) 健やか新鮮ブランド産地づくり事業費〈農林水産課〉	14,000千円
(8) 阿波おどり会館施設整備費〈にぎわい交流課〉	11,000千円
(9) 商業観光施設事業会計補助金〈にぎわい交流課〉	9,900千円
(10) 既存木造住宅耐震化促進事業費〈建築指導課〉	18,072千円
(11) 道路補修費〈道路維持課〉	10,000千円
(12) 道路ストック長寿命化事業費〈道路維持課〉	26,638千円
(13) 路線バス通学定期券購入支援事業費〈地域交通課〉	1,300千円
(14) 公園整備費〈公園緑地課〉	107,000千円
(15) 眉山公園整備事業費〈公園緑地課〉	19,039千円
(16) DX加速化推進事業費〈市高事務局〉	10,000千円

【一般会計予算総額】

補正前の額	補正額	計
115,410,710千円	646,051千円	116,056,761千円

【一般会計補正予算の対前年度比較】

(単位 千円)

区 分	令和5年度	令和6年度	増減額
6月 補正計上額	884,216	646,051	△ 238,165
6月 補正後予算額	110,245,219	116,056,761	5,811,542

商業観光施設事業会計補正予算（第1号）

市街地と眉山山頂を結ぶ眉山ロープウェイの集客及びにぎわい創出のため、眉山ロープウェイをライトアップするためのLED景観整備に伴い、所要の補正を行う。

【資本的支出】

1 建設改良費（ロープウェイ整備費）…………… 9,900千円

補正前の額	補正額	計
229,900千円	9,900千円	239,800千円

市民病院事業会計補正予算（第1号）

新たな感染症への対応力強化を図るため、病室の個室化等の改修を実施することに伴い、所要の補正を行う。

【収益的支出】

1 医業費用（経費）…………… 72,318千円

補正前の額	補正額	計
11,790,353千円	72,318千円	11,862,671千円

令和6年第2回徳島市議会定例会 (条例議案の概要説明)

① 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 災害応急作業等手当の新設

災害応急対策に係る業務に従事した職員に関し、国及び徳島県の取扱いに準じ、次のとおり災害応急作業等手当を新設する。

(1) 異常な自然現象による重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある河川の堤防、道路その他の現場において行う次に掲げる業務に従事したときは、それぞれ次に定める額の災害応急作業等手当を支給する。

ア 巡回監視 1日につき710円

イ 当該災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所において行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務 1日につき1,080円

(2) 災害対策本部が設置された本市以外の被災地において、災害応急対策に係る避難所運営の業務、罹災証明に係る家屋調査の業務若しくは被災した児童若しくは生徒に対する学習指導その他の学校教育活動の支援に係る業務又はこれらに相当する業務に従事したときは、1日につき1,080円の災害応急作業等手当を支給する。

(3) 前記(1)及び(2)にかかわらず、次に掲げる場合の災害応急作業等手当の額は、それぞれ次に定める額とする。ただし、同一の日において、次に掲げる場合のいずれにも該当したときは、イに定める額とする。

ア 前記(1)及び(2)の業務が日没時から日出時までの間に行われた場合 前記(1)及び(2)の額にその100分の50に相当する額を加算した額

イ 前記(1)及び(2)の業務が市長が特に危険であると認める区域で行われた場合 前記(1)及び(2)の額にその100分の100に相当する額を加算した額

2 施行期日等

公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

② 徳島市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、補償基礎額等について次のとおり改正する。

1 補償基礎額の改正

公務災害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額を平均1.71%引き上げる。

2 介護補償額の改正

介護補償の月額を次のとおり改正する。

区 分		改正案	現 行
常時介護を要する場合	介護に要する費用を支出した場合の介護補償額の上限	177,950円	172,550円
	親族等により介護を受けた場合の介護補償額	81,290円	77,890円
随時介護を要する場合	介護に要する費用を支出した場合の介護補償額の上限	88,980円	86,280円
	親族等により介護を受けた場合の介護補償額	40,600円	38,900円

3 施行期日等

公布の日から施行し、前記1は令和5年4月1日から、前記2は令和6年4月1日から適用する。

③ 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 災害応急作業等手当の新設

災害応急対策に係る業務に従事した職員に関し、国及び徳島県の取扱いに準じ、災害応急作業等手当を新設する。

2 施行期日等

公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

④ 徳島市営旅客自動車運送事業条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 普通運賃の改正

旅客自動車運送事業と市内均一料金制及び共通乗車制を実施している運行事業者の市内路線運賃が改定されることに伴い、運賃の整合性を図ることによって利用者の利便性を保つため、大人の利用に係る普通運賃の額を、250円（現行 210円以内において管理者が定める額）とする。

2 施行期日等

- (1) 規則で定める日から施行する。
- (2) 所要の経過措置を講ずる。